生理検査システムサーバ増設

共通仕様書

平成30年9月

地方独立行政法人新小山市民病院

事　務　部

１　案件名　　表紙のとおり
２　納入場所　　栃木県小山市大字神鳥谷２２５１番地１
　　地方独立行政法人新小山市民病院　サーバー室
３　納入期限　　平成３１年３月３１日（日）
４　調達物品メーカー及び規格　　仕様書のとおり
５　入札に関する基本要件
１）　数量及び仕様の変更は認めない。
２）　売買契約締結後、納品までの間にメーカー開発等による性能向上及び機能付加のある機種が発売された場合は、設置条件等に変更が生じない限り速やかにその情報を当院へ提供し、協議すること。
３）　落札から納入までの間に装置の仕様変更やソフトウェアのバージョンアップがあった場合は、当院と協議の上、最新の仕様にて引き渡すこと。
４）　機器納入日にあたっては、納入期限を厳守し、当院と協議の上、納入日を決定すること。
５）　機器搬入にあたっては、必要に応じ、その搬入経路の壁、床等必要な個所の養生等を施すこと。又、別途指示があった場合は、その指示に従うこと。
６）　搬入据付に際し、建物等に損害を与えた場合、或いは汚した場合は、速やかに当院に報告し自己の責任において原状復帰又は清掃を行うこと。
７）　病院情報システムとの接続が必要な機器については、当院と情報システム側担当者と協議の上、詳細な打ち合わせを行うこと。
８）　提出書類として、メーカー保証書、日本語の取扱説明書、メーカー検査証、医療機器の添付文書を提出すること。（入手困難なものは不要）
９）　納品を完了した時には、当院による検収を受けること。
１０）　搬入・据付・配線に係る付帯工事、運搬・調整・整備及び使用説明並びに使用訓練指導の費用を含む。
１１）　病院職員への取扱説明の日程は、当院の指示に従い、誠意を持って対応すること。
１２）　機器の納品検収後、病院職員に対して使用説明及び訓練を実施し、機器使用開始時にはその技術を習得できるよう十分な指導をすること。
１３）　納入後においても一定期間は機器稼働時技術者を派遣及び立会いをさせ、機器の稼働性能を確認するとともに、病院職員の使用操作に対し随時指導することとし、その期間は状況により、病院職員と協議すること。
１４）　落札後、詳細設置図面等が必要な場合は、当院と連携を密にし、機器設置（導入）に係る必要事項について詳細な打ち合わせを行うこと。
１５）　据付工事が必要な機器は、据付工事ができる期間が決定し次第、当院と協議の上、納入日を決定する。その際、事前に工事工程表を提出し、当院の承認を得るものとする。又、別途指示のあった場合は、その指示に従うこと。
１６）　機器据付時に壁貫通の周囲やその据付部と躯体との取り合いが生じる場合

は、当院の指示のもと、病院建設工事に準じた仕上げとすること。

１７） 病院が用意する空調設備・電源設備において不都合がある場合は、追加の工事を行うこと。

１８） 機器搬入及び据付工事に必要とする病院内での一般光熱水費は原則として当院が負担するが、溶接ガス等特殊なものは落札業者の負担とする。

１９） 主要機器の無償保証期間は機器引渡し後１カ年とし、期間中に生じたトラブルは十分把握し、期間終了前に完全な機能の状態とすること。なお、期間中の故障状況はその都度報告し、承諾を受けること。

２０） その他、当仕様書に記載のない事項については、適宜当院との協議に応ずること。